

審査請求に対する諮問の請求書

国立研究開発法人 国立循環器病研究センター
理事長 小川 久雄 様

令和3年2月10日
審査請求人 全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会
代表 多田雅史

審査請求人は、貴殿に対し、2項のとおり、複数の審査請求をしたが、貴殿は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律19条に定められる諮問手続きを放置しており、違法状態にあり、行政庁たる独立行政法人として、極めて、不適切であるため、速やかに、同法の諮問手続きを実施するように請求する。

1. 審査請求人の氏名及び住所

全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会

審査請求人（開示請求人） 代表 多田 雅史

〒461-0001 名古屋市東区泉1-1-35 ハイエスト久屋5F

柴田・羽賀法律事務所内 多田携帯：080-1566-3428

2. 審査請求に係る元処分

<貴殿の処分通知>

<審査請求日>

- | | |
|--------------------------------|------------|
| (1) 国循セン発総第20051501号、令和2年5月15日 | 令和2年6月1日 |
| (2) 同 第20071001号、同 2年7月10日 | 同 2年8月1日 |
| (3) 同 第20102201号、同 2年10月22日 | 同 2年11月1日 |
| (4) 同 第20120201号、同 2年12月2日 | 同 2年12月23日 |
| (5) 同 第20122301号、同 2年12月23日 | 同 3年1月24日 |
| (6) 同 第20122501号、同 2年12月25日 | 同 3年2月9日 |
| (7) 同 第21010501号、同 3年1月5日 | 同 3年2月9日 |
| (8) 同 第21012201号、同 3年1月22日 | 同 3年2月9日 |

3. 請求の趣旨

審査請求人の法人文書開示請求における不開示決定等に対する審査請求について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律19条に定められる諮問手続きを速やかに実施せよ。

4. 請求の原因

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律19条では、「第十九条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。」と定められている。したがっ

て、法人文書開示請求における貴殿の不開示決定等に対して、審査請求人は、上記2項の審査請求を行ったが、貴殿は、一切、情報公開・個人情報保護審査会に諮問せずに放置し、懈怠しており、「諮問しなければ法人文書の開示を回避できる」とするが、同法違反であり、独立行政法人として不適切である。

5. その他

- (1) 貴殿は、請求人の審査請求に対する諮問手続きについて、複数の諮問手続きを放置して、法人文書の開示を免れようと企図しているが、その行為は同法に違反するため、同法19条により、速やかに、情報公開・個人情報保護審査会に諮問することを要求する。
- (2) また、貴殿は、諮問の懈怠理由について、「情報公開・個人情報保護審査会での応答理由を検討しているため遅れている」とするが、すでに請求人に対し、情報不開示理由が伝えられており、それ以外の理由を同審査会で争うことはできず、同審査会での応答理由を検討する余地はないため、同法の立法趣旨において、速やかな諮問が義務付けられている。
- (3) なお、貴殿が独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に違反する行為を重ねていることは、貴殿からの不開示決定書等のすべての資料を監督行政庁の厚生労働省医政局研究開発振興課長笠松淳也 様及び同省 国立研究開発法人審議会高度専門医療研究評価部会にも送付した上で、再三、本書等の請求書により、貴殿に法令違反等を警告している旨を伝達していることを申し添える。

以 上